

様式第3号(第7条関係)

覚 書

加東市教育委員会(以下「甲」という。)と
(以下「乙」という。)は、加東市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱に基づき、閲覧用雑誌の提供等に関し、下記のとおり覚書を締結する。

記

(提供雑誌)

第1条 甲は、乙から次の雑誌の提供を受けるものとする。

雑誌名	提供先図書館名

(購入代金)

第2条 提供される雑誌の支払については1年分を一括前払とし、乙が直接図書館指定納品業者に支払うものとする。ただし、甲が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 雑誌の購入代金の支払に要する振込手数料は、乙の負担とする。

3 乙が提供する雑誌が休刊等した場合は、甲と協議の上、別の雑誌に広告を掲載する。

4 前項の協議により、雑誌が変更されたことに伴い、雑誌の購入代金に差額が生じた場合は、乙と図書館指定納品業者の間において協議するものとする。

(広告掲載の方法)

第3条 甲は、乙から提供を受けた雑誌の最新号に閲覧用カバーを掛け、乙の広告を当該雑誌のカバー裏面に表示するものとする。この場合において、広告の表示内容等については事前に協議するものとする。

2 提供雑誌の配架位置は、提供を受けた図書館が決定する。

(提供期間)

第4条 乙が甲に対して雑誌を提供する期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

(掲載できない広告)

第5条 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、加東市広告掲載要綱(平成20年加東市告示第13号)第3条の規定に該当する広告は、雑誌カバーへの広告掲載はできないものとする。

(広告掲載の取消し)

第6条 下記に掲げる場合においては雑誌カバーへの広告掲載を取り消すことがある。

(1) 指定する期日までに広告を掲載する雑誌の購読料の支払がない場合

(2) 甲が指定する期日までに広告原稿を提出しなかった場合

(3) 広告内容が加東市広告掲載要綱第3条各号に該当することが判明した場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、甲が広告の掲載が適切でないと判断した場合

2 前項の規定により広告掲載を取り消した場合には、雑誌の年間購読料は返還しないものとする。

(広告表示の責務)

第7条 乙は、掲載された広告内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 乙は、広告の内容等に^{かし}瑕疵、虚偽、誤記等がないこと、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権の全てにつき権利処理が

完了していることを甲に対し保証するものとする。

3 第三者から、市に対して、広告に起因する苦情、被害救済又は損害賠償の請求等の問題が生じた場合は、乙の責任及び負担においてこれを解決するものとする。

4 乙は、広告表示の決定を受けた広告表示の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならないものとする。

(協議)

第8条 本覚書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 兵庫県加東市社50番地
加東市教育委員会
教育長



乙 住 所
会社名
役 職
氏 名